

# 就学援助制度

経済的理由により就学が困難であると認められる  
児童の保護者の方へ

## 就学援助制度とは？

田原市では、お子さんを小中学校へ就学させることが経済的な理由でお困りの方に、学用品費等の援助をしています。この制度の受給者は、各学校長と各地区の民生児童委員さんの意見等を参考に教育委員会で認定しています。なお、認定にあたっては、所得基準等の審査がありますので、あらかじめご承知おきください。

申請を希望される場合や相談がある場合は**学校**（Tel0531-45-2008）又は田原市教育委員会教育総務課（Tel0531-23-3530）までお問い合わせください。

## 援助を受けられる基準

田原市在住で下記に該当するご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸与を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

## 援助の内容

ア. 学用品費等    イ. 修学旅行費    ウ. 新入学児童学用品費    エ. 学校給食費

※ 援助額は学年により異なります。

※ 生活保護の教育扶助受給者にはア・エの費目、生活扶助受給者にはウの費目が支給されません。

# スクールカウンセラー

子育てにお悩みの保護者の方へ

## スクールカウンセラーとは？

「スクールカウンセラー」とは、各小中学校にカウンセラーが定期的に巡回し、お子さんの生活について、心配なことやお困りのことがある場合に、保護者の方が相談をすることができる制度です。カウンセラーがお子さんの学校での様子を見た上で、お話をすることができます。

ご希望の方は、担任を通してお知らせください。カウンセラーは年間9回程度来校します。いつでも申し込むことができます。

詳しい内容がお聞きになりたい方は、学校まで連絡をお願いします。





# 学校以外の公共相談窓口

いじめ・不登校などでお悩みの方へ

田原市教育相談室の受付日時・会場、電話窓口相談の紹介について

## 田原市教育サポートセンター

いじめに悩んだり、登校できない児童や生徒の相談に専門の相談員が応じます。相談員は、必要に応じ、家庭や学校にも出向きます。カウンセラーによるカウンセリングも予約制で行っています。

### 相談受付日時

月曜日～金曜日  
午前9時30分から午後4時まで

### 会場

ふるさと教育センター内

・教育相談ダイヤル

電話：0531-36-4732

・教育・いじめ相談ダイヤル

電話：0531-36-4010

※時間外でお急ぎの際は、「こどもSOSほっとライン24」電話 0120-0-78310(全国共通 ダイヤル)へお電話ください。

電子メール：soudan@city.tahara.aichi.jp

## 電話相談窓口

いじめのこと、友達のこと、学校のこと、家庭のことなど、なんでも相談して下さい。

### 電話相談窓口一覧

電話相談窓口	曜日	時間	電話番号
いじめ・不登校等家庭教育相談窓口 (愛知県教育委員会生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	052-961-0900
一般教育相談：面接相談(要予約) (愛知県総合教育センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	0561-38-2217
教育相談「こころの電話」 (愛知県教育・スポーツ振興財団)	年末年始を除く 毎日	午前10時～午後10時	052-261-9671
子ども・家庭110番 (愛知県児童相談センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-953-4152
ヤングテレホン (愛知県警察本部)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-951-7867
子ども人権110番 (名古屋法務局)	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	0120-007110
いじめ ほっとライン24	毎日	24時間体制 (注) 午後10時～翌朝午前10時は、 いじめに関する相談のみ	0570-078310 または 052-261-9671
子ども・若者総合相談窓口 (田原市生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後4時	0531-36-6453

※田原市ホームページから抜粋 <http://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/kyoikubunka/1002935/1001111.html>  
(令和2年4月現在)

# 放課後子ども教室

## 放課後子ども教室とは？

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれることを目的とするものです。参加を希望するご家庭は、田原市教育委員会生涯学習課（0531-23-3635）までお問い合わせください。

### (1) 下校

- ◆子ども教室に所属している子は、通学班から分かれて子ども教室に行きます。
- ◆ご家庭の都合で、子ども教室に行かない場合は、学校には下校方法（歩いて下校、車でお迎え）を、子ども教室には欠席することを、その都度、学校と子ども教室に連絡してください。

### (2) お迎え

- ◆子ども教室への迎えについて自動車を利用する場合は、駐車場を利用してください。また、敷地内でも事故が起きないように十分ご注意下さい。

### (3) 警報等発表時は、子ども教室は開設されません。

## 体育施設の一般利用

体育館や運動場を借りることはできるの？

### 体育施設の利用について

若戸小学校の体育館や運動場は、住民のスポーツ団体の活動のために開放を行っています。利用するためには、事前に団体登録を行い、2ヶ月前までに（例：10月利用希望の場合は8月15日まで）利用申込書を提出する必要があります。利用できる時間帯は、学校運営に支障をきたさない時間の範囲（終了時刻は22：00まで）となっています。詳しくは田原市教育委員会スポーツ課（Tel0531-23-3531）にお問い合わせください。

# 子ども110番の家

## ○池田

中森土建（大野さん）

河田岡店

河合農機サービスセンター

## ○若見

金原仲岡店

あけぼの自動車

まるわか

ヘアースalon越川

## ○越戸

渡曾医院



その他、美谷院、カソリンスタント、踏線ハスモ子とも110番に対心しくくはま9。

子ども110番の家でなくても、困ったこと起きたら、近くの大人に助けを求めましょう。